

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 1 日

各 保険医療機関
保険調剤薬局
訪問看護ステーション } 御中

群馬県国民健康保険団体連合会

福祉医療費の請求に係る連記式明細書の廃止について（通知）

平素より、本会事業運営に対し、御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、福祉医療費につきましては、併用明細書（国保分及び後期高齢分）又は連記式明細書（社会保険分及び一部の国保分）により御請求いただいているところですが、群馬県健康福祉部国保医療課発出の令和 7 年 6 月 12 日付け事務連絡に基づき、令和 8 年 5 月請求分から福祉医療費に係る全ての請求が併用明細書により請求されることとなります。

これにより、連記式明細書による請求は令和 8 年 4 月請求分をもって廃止となりますので、下記のとおり御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 連記式明細書の廃止

令和 8 年 4 月請求分をもって廃止となります。

※ 令和 8 年 4 月請求分までは、従来どおりの請求方法となります。

2 令和 8 年 5 月以降の福祉医療費の請求

福祉医療費に係る全ての請求が、併用明細書による請求となります。

※ 令和 8 年 3 月診療分以前の月遅れ請求や再請求についても、併用明細書での請求となります。そのため、主保険分の診療を請求済みの場合には、過誤により明細書を取り下げ、併用明細書で再請求する必要があります。

3 主な変更点（令和 8 年 5 月以降）

- （1）社会保険に係る福祉医療費の請求については、社会保険診療報酬支払基金群馬審査委員会事務局（027-252-1231）に御請求ください。

(2) 福祉医療費に係る併用明細書での請求方法については、原則として国公費に準じた取扱いとなります。診療報酬明細書の記載要領に沿って御請求ください。

(3) 月の途中で福祉医療費受給資格が変更となった場合は、1枚の併用明細書に両方の負担者番号及び受給資格者番号を記載し、御請求ください。

4 請求方法等

(1) 国保分及び後期高齢分

令和8年5月以降(連記式明細書廃止後)の請求方法等については、令和7年9月末頃までに群馬県国民健康保険団体連合会ホームページへ掲載予定です(随時更新予定)。

(2) 社会保険分

社会保険診療報酬支払基金群馬審査委員会事務局へ御確認ください。

参考

「福祉医療費の請求に係る連記式明細書の廃止等について」

(令和7年6月12日付け群馬県健康福祉部国保医療課事務連絡)

担当	審査第一課・第二課
電話	027-290-1338